

日行連発第2号
令和5年4月3日

各单位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 水野 晴夫

令和5年度著作権相談員養成研修に係る取扱いについて（お知らせ）

各单位会におかれましては、日頃より本研修の開催にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国際・企業経営業務部では、平成21年度より著作権相談員養成研修を実施し、その修了者となった著作権相談員の名簿について文化庁、公益社団法人著作権情報センター、一般財団法人ソフトウェア情報センターの3団体へ提出し、各地で著作権問題に取り組んでいる著作権相談員の積極的な活用の申し入れをしております。

今年度の本研修の実施につきましては、昨年度に引き続き中央研修所研修サイトにVOD研修と、各单位会における集合研修の2パターンで開催形態を予定しております。詳細については下記及び別紙をご確認くださいませよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 開催形態

①VOD研修型

中央研修所研修サイトよりVODで受講から効果測定受験までできるスタイルです。この場合、受講者の集約は日行連で行いますので、単位会からの報告は不要となります。4月より受講が可能になります。

②集合研修型

従来より開催されていたスタイルになりますが、各单位会において講師を立てて講義するスタイルです。この場合、単位会において受講者を集約いただき、日行連へご報告をお願いいたします。

また、集合研修を受講し、効果測定を受けた会員は、可否にかかわらず、中央研修所研修サイトに掲載されている①の同講義の効果測定を改めて受けることがないよう（同一年度での重複受検の制限）、単位会にて会員に周知をお願いいたします。

2. 報告方法

いずれの受講形式においても1年に2回集約を行います。

① VOD 研修型

単位会からの報告は不要です。なお、VODの受講期間は令和5年4月から令和6年2月末日までになります。

② 集合研修型

下記の報告締め切り日までに、「別紙2_②【新書式版】著作権相談員研修記載フォーム」の提出をお願いいたします。

第1回目：令和5年4月3日（月）から8月末日までに実施した研修については9月8日（金）までにご提出ください。

第2回目：9月1日（金）から令和6年2月末日までに実施した研修については、令和6年3月8日（金）までにご提出ください。

提出先：いずれも<gyoumu3@staff.gyosei.or.jp>宛にメール添付にて送付願います。

3. 著作権相談員カードの発行

いずれの受講形式においても1年に2回発行する予定です。

第1回目：4月3日（月）から8月末日までに本研修を修了した場合は10月頃を目途に単位会に送付いたします。

第2回目：9月1日（金）から令和6年2月末日までに本研修を修了した場合は、令和6年4月頃を目途に単位会へ送付いたします。

4. ブラッシュアップ研修について

著作権相談員養成研修を受講された方に向け、ブラッシュアップ研修（VOD）を作成いたしました。併せてご案内くださいますよう、よろしくをお願いいたします。本研修については、効果測定はございません。

中央研修所研修サイト>講座一覧>日本行政書士会連合会主催講座>業務研修>著作権相談員養成研修

以上

【添付資料】

- ・別紙1 令和5年度著作権相談員養成研修の取扱いについて
- ・別紙2 著作権相談員名簿の集約について
- ・別紙3 著作権相談員カードの発行について